

医療 DX 推進体制の整備について

医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示行っています。
- (7) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイト等に掲示しています。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。